

NPO 法人 しらかみ終活相談所のご案内

当相談所では、相続対策、高齢者の認知症対策、障害者や引きこもりの家族を持つ方のための家族信託をはじめ、空き家対策、改葬・墓じまい、公正証書遺言書の案文作成などを行っています。また、公的機関・福祉団体などでは対応が難しい支援である入院・入所時に求められる身元保証人の受任、金融機関との取引、各種費用の支払い、各種申請や届出、契約の変更・解除・解約手続きなどを代行しています。このような取り組みについての講習会・相談会も開いていますので、心配なことがあるときは気軽にご相談ください。

講習会・相談会

- 成年後見制度の仕組みと利用方法
- 家族信託の仕組みと利用事例
- 相続対策に必要な知識と遺言書作成
- 老後の安心に身元保証と生前事務委任契約
(自分のことが自分でできなくなった時の備え)
- 福祉・介護現場で活動する職員向け
- 企業の福利厚生としての従業員向け

理事相談員

戎 屋 鉦 希

えびすや行政書士事務所 代表
一般社団法人 コスモス成年後見サポートセン
ター秋田県支部



理事相談員

藏 本 光 喜

藏本 FP 事務所 代表
日本 FP 協会所属ファイナンシャルプランナー
民事信託コーディネーター®



民事信託コーディネーター®

認知症を患った方の資産凍結から、ご家族の生活を守る。あるいは、障害のある子を持つ「親なきあと」の対策などに「家族信託」の利用が増えています。当相談所では、委託者の希望に沿った家族信託の契約書作成を行います。また、信託専門家資格である民事信託コーディネーターの育成にも取り組んでいます。

<https://shintaku-coordinate.org>



NPO 法人 しらかみ終活相談所

TEL 0186-84-8044



メール

syukatsu@shirakami-consul.org

相談時間

平日 10:00~15:00

テレワーク継続中ですので、直接相談員に繋がる場合があります。

- 大館・北秋田事業所：0186-84-8044：北秋田市阿仁水無上岱 64-2
- 能代・山本事業所：0185-74-6461：能代市万町 6 番 32 号
- 能代駅前相談室：090-2603-7346：能代市元町 4-6 担当・斎藤
- 三種町相談室：090-8256-4456：山本郡三種町浜田字東浜田 322-2 担当・清水
- 秋田市相談室：090-1032-6257：秋田市旭北栄町 1-49 担当・星
- 首都圏相談室：03-6755-2297：東京都足立区佐野 1-12-12 担当・土田



終活相談所のご案内

終活 はじめませんか？

認知症になったら・・・
入院したら・・・
死んだ後は・・・



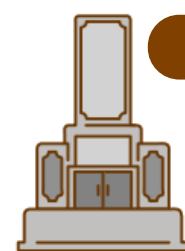
家

残された家は？



財産

旦那さんが認知症になったら？



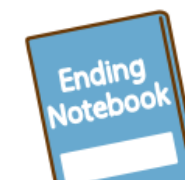
お墓

跡取りがいらない

遺言書

遺言書

書き方が分からない



エンディングノート

書いたほうがいい？

自分の老後、家族の老後。
備えておけば気持ちが軽くなる

講習会・相談会
お気軽に
お問合せ
ください。

私たちの多くは、50 歳代半ばころには子育てを終え、60 代、70 代、80 代と老齢に向かいます。やがて体調を崩したり判断力が乏しくなった時、そして最期を迎えた時のことを考え、財産の承継、家財やお墓などの処理、さらに家族にお願いしておくべき「老後」の事や「葬儀」などについて考えるようになります。終活のスタートです。しらかみ終活相談所が皆様の終活のお手伝いをいたします。是非ご相談ください。

こんな相談受けています

- 身寄りなき老後の不安
- 相続対策のやり方
- 遺言書の書き方
- 空き家・空き地対策
- 身元保証人 | 任意後見人
- 成年後見制度
- 民事信託 | 家族信託

頼れる街の法律家「行政書士」と、くらしとお金の専門家「ファイナンシャルプランナー」がご相談に応じます。

NPO 法人 しらかみ終活相談所 TEL 0185-74-6461



悩める「終活」Q&A

家族構成や資産状況（動産・不動産比率など）、あるいはライフスタイルなどによっても、備えるべきことは千差万別。これだという決まった形がないとも言えるのが「終活」です。

● 相続対策

Q. 妹から「兄が死んだら遺産もらえるんだよね」と聞かれたけど、妹や私ももらえるの？

A. 亡くなった方のお子さんか、父母が健在であれば、兄弟・姉妹に相続権はありません。もし、お子さんも父母もいらっしゃらない場合は、亡くなった方の兄弟・姉妹にも相続権があります。

Q. 私たち夫婦には子どもがいません。主人が亡くなったとき、財産はどうなるのでしょうか？

A. 遺言書などの用意がなければ、ご主人の財産は奥様とご主人のご兄弟・姉妹が引継ぎ、奥様が亡くなった後は、奥様の財産として、奥様の相続人に引き継がれることになります。遺言書に工夫が必要かもしれません。

● 遺言書・生前契約

Q. 主人は手書きで遺言書を書いていると言っているけど、役に立つのかしら？

A. 「公正証書」や法務局への届出遺言でない遺言書は、相続人全員が家庭裁判所で「検認」を受けて遺産分割を決定することになります。自筆の遺言書も検認が必要になりますので、一度相談されたほうが良いと思います。

Q. 私には頼れる家族がいません。老後に自分でやるべきことが自分でできなくなったときは、どうすれば？

A. 「生前事務委任契約」という制度があります。福祉制度や介護施設の支援とは別に、身元保証や各種支払い、申請、届出、変更、解除、解約など複雑な手続きも代理できる頼れる制度です。詳細はご相談ください。

● 成年後見制度と後見人

成年後見人は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になった人の財産管理（財産管理や支払いなど）と、身上監護（各種届出、医療機関手続、施設入所の手続・支払いなど）を行います。認知症の場合は、症状が進んでしまうと、暴力的になったり、言動に暴言や奇行なども現れ、家族では支えきれなくなってしまう。こういう状態になった方の権利を守るために家庭裁判所より認定された「後見人」が、本人の判断を補い、本人を法律的に支援・保護します。



● 家族信託（福祉型信託）

認知症と判断されると、本人の財産は凍結状態になり、後見人以外の方は財産の管理処分ができなくなります。このようになると、ご家族の生活が立ち行かなくなる場合があります。また、障がいのある子どもさんを持つ親にとって、自分の死後の子どもの暮らしが心配になります。福祉施設の支援を借りて生活はできるとしても、本人が財産管理を行うことは難しいかもしれません（親なきあと問題）。そのような時に活用されているのが「家族信託（福祉型信託）」です。ご相談いただければ丁寧にご説明いたします。



👉 安心して安全に老後を過ごすために利用できる制度

怪我・病気など体調の変化によって自分でやることができなくなった時に委託された事務を代行します。

認知症などで、判断能力がなくなってしまったときに、財産管理や身上監護など、後見人としての業務を行います。

初 回 相 談

ご相談と契約

- 初回の相談は無料です。
- 家族構成や収支状況、健康状態などによって、有効な対策を作成・提案します。ご希望をお話してください
- 契約は公正証書によって締結します。

あんしんポイント

公正証書は、法律の専門家である公証人（法務大臣任命）が公証人法・民法などの法律に則って作成する公文書です。高い証明力をもち、原本は公証役場に保管されます。

《契約時の費用》

- 委任契約受任初期費用 1 通 1 万円
- 公正証書費用 1 通 約 7 万円(生前事務委任契約)
- 必要書類 実印・印鑑証明・住民票（本籍記載のもの）

生前事務委任契約

主な代理業務

- 身元保証人の受任
- 介護契約に関連する福祉サービスの契約締結、変更、解除、解約、費用の支払い
- 病院への入院の契約、変更、解除、解約、費用の支払い
- 金融機関との取引
- 行政機関の発行する住民票など、証明書の請求・受領
- 登記済権利証・登記識別情報、実印・銀行印、印鑑登録カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券、建物賃貸借契約等の重要な証書等の保管及び各種の手続に関する事項（その他詳細は相談ください）

《契約の発効と費用》

- 即日発効します。
- 月額利用料 1 万 8 千円 ● 交通費 10 km 200 円

任意後見契約

主な代理業務

- 左記、生前事務委任契約の支援に、以下が加わります
- 家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立
- 月 1 回程度の訪問
- 財産の管理・処分及び身上監護
- 訴訟に関する事項の代理

あんしんポイント

任意後見人は、家庭裁判所が選任した監督人の監督のもとで代理業務を行いますので安心です。なお、生前事務委任契約は終了し、任意後見人が引き続き受任事務作業を行います。

《契約の発効と費用》

- 受任者が裁判所に任意後見監督人を申立て、選任後発効
- 月額利用料 1 万 8 千円 ● 交通費 10 km 200 円

死後事務委任契約

主な業務内容

- 親族への連絡や身辺整理
- 葬儀・埋葬に関する一切の事務
- 医療費や施設利用料等の清算
- 公共料金の支払い及び停止手続き
- 未受領の債権回収
- 遺言執行者受任
- 相続人への相続財産の引渡し

《契約の発効と費用とその他》

- 依頼者の死亡で発効します。
- 《契約締結の要件》
- 遺言書の事前作成
- 死後事務の内容に応じた前払い金の預託

相談受付 → 対策提案・承諾 → 生前事務委任契約・任意後見契約 → 受任事務開始 → 後見監督人選任 → 後見開始 → 葬儀等の支援 → 相続財産引渡し